御前崎市立御前崎小学校「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義と基本的な考え方

いじめとは・・・

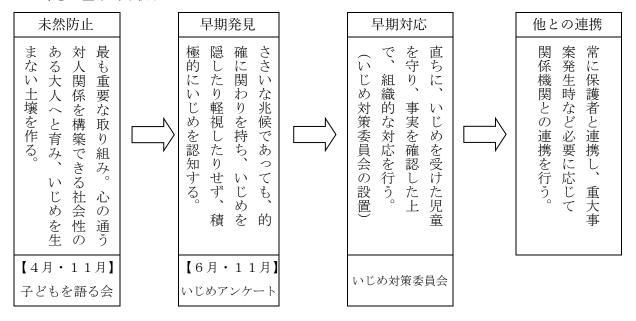
「児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

【平成25年「いじめ防止対策推進法」第2条(定義)より】

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。 また、いじめには様々な表れがあることに気をつけて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を 感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場 合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要です。

2. いじめ対応の基本的な流れ



3. いじめ対策委員会の設置

いじめ防止を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置します。いじめ事案が発生したときは早急に招集・開催します。

【いじめ対策委員会】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、低中高学年部主任、関係職員

4. 未然防止、早期発見

子ども一人一人の自分を大切に思う気持ちを高め、きまりを守ろうとする意識や互いを尊重する感覚をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながります。 (=いじめの未然防止)

【いじめの未然防止・早期発見構想図】

めざす子どもの姿

学校教育目標

ほっかり いっぱい みさきっ子

御前崎小学校の基盤

【 生徒指導=人権教育 】

「子どもを肯定的に受けとめ」「その子に寄り添う」生徒指導 「子ども一人一人に居場所があり」「互いに良さを認め合う」生徒指導 「みんなちがってみんないい」

重点

学校生活全ての活動に「自尊意識の確立、共感的人間関係の育成、自己決定の場を与える」 ことを組み入れるようにする。

- ① 「ほっかり いっぱい みさきっ子の育成」を更に推進する。
- ② 次の3つの視点で教育活動と子どもを照らし合わせながら生徒指導を進めていく。
 - ア 二部が推進する教育活動における子どもたちの適応と自己実現
 - イ 望ましい人間関係の構築
 - ウ 児童期における発達課題の達成

手だて

- ① ほっかり部・みさき部の2部が連携し学校教育目標の達成に向かう。
- ② 教師の人権感覚を磨く。(人権チェック、事例研究)
- ③ チーム御前崎小学校。(子どもを語る会、生徒指導報告、何でも言い合える人間関係)

ほっかり部

- ・ほかほか活動の充実(縦割り班)
- ・子どもの自治的活動の場の設定 (委員会・クラブ・学級活動)
- ・あいさつとグッドマナー
- ・体力作り推進 ・アンケート教育相談
- ·安全指導、保健指導、給食指導

みさき部

- ・学び合う集団の基礎作り
- めざす授業像へのイメージ化
- ・子ども授業参観 ・道徳教育推進

「ほかほか活動」異学年交流活動

- ・授業のレベルアップ ・学習習慣作り
- ・みがき学習の心得・約束・ノート展

